

## 令和7年度第4回東彼杵町上下水道事業経営審議会 議事要旨

- 1 日時 令和8年2月9日(月) 13時30分～15時30分
- 2 場所 総合会館1階 福祉センター会議室
- 3 出席者 会長 神保 充弘  
副会長 三尾 剛志  
委員 佐藤 和則 中原 健二 山田 聡 福田 勝洋 外田 志人己  
楠本 信宏 氏福 達也  
事務局 岡木課長 山口課長補佐 田中係長 松添係長
- 4 欠席者 委員 池本 洋一
- 5 傍聴人 なし
- 6 議事 (1) 第3回議事要旨の承認について  
(2) 水道料金の改定(案)について  
(3) 水道料金の改定時期について  
(4) その他

### (1) 第3回議事要旨の承認について

第3回審議会の議事要旨について、委員から意見等はなく、原案のとおり承認された。

### (2) 水道料金の改定(案)について

事務局が資料のとおり水道料金の改定(案)について説明し、以下の質疑が行われた。

委員：まず1点目、資産維持費について。資料1のケース3の場合では資産維持費が最高でも0.5%と設定されているが、これを上げる考え方はあったのかなかったのか。もう1点は、10<sup>m</sup>までを基本料金、それを越えた分を超過料金とする現行の基本的な仕組みを見直すという考えはなかったのか。例えば5<sup>m</sup>や7<sup>m</sup>を一つの基準にするような。

事務局：料金の改定率が大きくなりすぎないように配慮するため、ケース3では最高でも資産維持費を0.5%とした。ケース3-1の試算維持費0.5%では料金改定率27.05%、ケース3-2の試算維持費0%では改定率14.98%という増額改定になる。改定率が30%を超えると町民の負担が大きくなるため、資産維持費0.5%という設定を行った。

事務局：もう1点の料金体系の基本的な考え方について。当町は高齢世帯が多く、例えば基本使用料を5<sup>m</sup>まで引き下げると、6<sup>m</sup>からは超過料金の195円がかかってくる。そうすると10<sup>m</sup>使っている家庭では今まで1,950円で良かったところが6<sup>m</sup>から10<sup>m</sup>までの5<sup>m</sup>かける195円となり、トータル2,925円になる。収入は増えるが町民の負担も増えるため、現行の仕組みを採用したいと思っている。

- 委員：水道管の口径について、表ではほとんどの家庭が13ミリで、そのほかに20ミリや25ミリなど口径が大きいものがあるが、どういう意味があるのか。
- 事務局：学校や高速のパーキングエリアなどは、1日何百人もトイレを使ったりするので40ミリなど口径が大きい水道管が使われている。その口径ごとに金額を弾いた表になっている。
- 委員：口径が違って同じ料金ということで良いか。
- 事務局：はい。
- 委員：例えば毎月6m<sup>3</sup>から10m<sup>3</sup>程度の使用量の家庭について、年齢層がどれくらいなのか、世帯年収がどれくらいあるか、また、法人事業所がどれくらいあるかなど役場の職権で調べることはできないのか。
- 事務局：水道課で把握している情報は口径別の使用水量や契約者本人の氏名くらいであり、それ以上のことを分析することができない。

以上で質疑が終わり、事務局が提案する料金改定率20%について審議が行われた。

- 会長：本日追加資料として配られたとおり、事務局としては将来の施設更新なども見据えたうえで、町民の負担が大きくなりすぎないように料金改定率を20%とする提案がなされた。これについて意見があればお願いしたい。
- 委員：ここ最近の工事費の高騰については、今のシミュレーションの中にある程度含まれているのか。
- 事務局：工事自体は資本的収支であるため、総括原価に入り込んでくるのは修繕費となる。人件費や資材費が上がっているため、通常の人件費・資材費から2%程度の上昇率で総括原価を算出している。
- 委員：例えば今日料金の改定率が決まったとして、実際に料金が上がるまでにはこれから何年かかかるということか。
- 事務局：今後のスケジュールとして、審議会の中で料金の改定率と改定時期をいつにするのか意見を取りまとめ、町長に答申を行う。その後、通常の流れで行くと議会に条例改正という形で議案を提出し、改定時期も含めて議会に諮る。そのため、いつから料金を改定するかは次の議題でご審議いただきたい。
- 委員：これまでの会議や資料を見ても、事務局で非常に綿密に試算をされていることがわかる。水道料金が20%上がるというのはやむを得ないのではないかと思う。
- 会長：それでは料金改定率20%に賛成する方は挙手を。(挙手多数)。賛成が委員の過半数に達したため、水道料金の改定率については事務局提案のとおり20%とすることを当審議会としての答申とする。

### (3) 水道料金の改定時期について

事務局が資料のとおり水道料金の改定時期について説明し、以下の質疑が行われた。

委員：料金の改訂に伴う条例改正は、適用日が4月1日になるということだが、4月1日から新料金が発生する、それより前の分は旧料金で良いという理解で良いのか。

事務局：3月31日にすべての家庭の検針を実施できれば、単純に4月1日以降は新料金とすることができる。しかし現実的には3月31日に全家庭の検針を実施することは不可能であるため、4月1日以降の検針分から新料金とする取扱いとする。

委員：条例で適用日を4月1日とすると、こういった質問が来る可能性があるためあえて質問させてもらった。

事務局：この件については料金と併せて十分に周知していく。

委員：新料金は令和9年4月1日からということだが、令和8年度は基本料金の減免が予定されている。減免後に新料金の運用が開始されると急に料金が高くなった感じがするが、その辺の説明はどう考えているのか。

事務局：その点は十分周知をしていく。今回の減免は令和8年6月から令和9年1月までの期間としており、新料金が適用されるまで数か月あるので、その期間で少しは和らぐかもしれないと思っている。

会長：ほかに意見がないようであれば、令和9年4月1日から料金改定の実施をするという意見に決定をしたいと思うがよろしいか。(特に委員からの意義はなし)。では審議会の意見として決定させていただく。

### (4) その他

事務局から次回の日程や議事内容について説明し、委員からの質疑や意見等は特段なし。

以上

### 議事録署名

令和 8 年 3 月 16 日

審議会会長

神 保 亮 弘

審議会委員

山 田 聡

